

## 公の施設指定管理制度導入に対する評価

評価期間:令和5年4月1日～令和6年3月31日

施設名	徳島市民勝浦川運動広場					
指定管理者	公益財団法人 徳島市体育振興公社			担当課	市民文化部文化スポーツ振興課	
指定期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで			公募・非公募の別	公募	
施設の所在地	徳島市論田町和太開外1番地の4			事業の概要		
施設の概要	昭和61年造、面積45,207m <sup>2</sup> 野球場1面、ソフトボール場2面、多目的広場1面				・体育施設の管理運営事業 ・各種スポーツ教室等の開催事業 ・スポーツの振興及び地域交流事業 ・その他目的を達成するために必要な事業	
利用状況に関すること	項目名	令和4年度	令和5年度	項目名	令和4年度	令和5年度
利用者数等	利用者数等	7,511人	7,567人	自主事業参加人数	0人	0人
	利用回数	254回	229回	事業開催数	0回	0回
収支状況に関すること※	指定管理料	240,802千円	240,802	人件費	232,762千円	223,330千円
	利用料収入	61,887千円	67,118	管理費	141,283千円	143,900千円
	その他収入	74,919千円	71,380	その他	0千円	0千円
	収入実績(総額)	344,404千円	379,300	支出実績(総額)	374,045千円	367,230千円
評価基準・評価項目	指定管理者自己評価コメント					担当課評価
施設管理体制	(1) 法令等遵守	徳島市体育施設条例や同施行規則の主旨に則り、施設管理を実施した。				
	(2) 職員配置	業務に必要な知識や資格、その能力を有する人員を配置して、スムーズな管理運営体制で業務を遂行した。				
	(3) 職員研修	積極的な資格取得や多分野にわたる講習会への参加により、市民ニーズに対応するためスタッフのスキルアップに努めた。				
	(4) 利用促進の取組み	積極的な広報活動や利用者満足度調査の実施により市民の皆様のニーズを把握し利用促進に努めた。				
	(5) 設備・備品管理	予想される経年劣化や補修方法等について、あらかじめ情報を収集し、計画的に補修・改修を実施して機能を正常に保持し、快適な施設提供努めた。				
	(6) 安全管理体制	利用者の安全確保を第一と考えて毎日の施設内外の点検を実施。安心・安全な施設環境の整備と予防保全に努めた。				
	(7) 緊急時の体制	防災計画により明確化された組織と責任者、行動基準等が即座に対応できる体制を確保。				
利用者に関する事務	(1) 利用状況	新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されたことにより利用者数、稼働率ともにほぼ目標に達した。				
	(2) 平等な利用	平等な利用受付並びに情報・サービスの提供により、全ての利用者が平等に利用できるように努めた。				
	(3) 利用料金	基準に従い利用料金の徴収及び減免を適切に実施した。				
	(4) 接客対応	気遣いを持って、明るく丁寧な接遇を心掛け、誰もが気持ちよく利用できる施設環境づくりに努めた。				
	(5) 個人情報保護	「個人情報保護規定」「徳島市個人情報保護条例」等を遵守し、徹底した管理のもとに取り扱い。				
	(6) サービス向上の取組	アンケートの実施や利用者とのコミュニケーションを図り、利用者ニーズをリアルタイムで把握し、運営方法や事業に反映させるよう努めた。				
管理設施維持業務	(1) 保守点検業務	日常的な職員の点検の他、専門業者による定期点検を実施して安全な施設維持に努めた。				
	(2) 清掃等維持管理業務	日常清掃に加えて定期的な大掃除や、専門業者によるメンテナンス等で施設や備品の美化・衛生の保持に努めた。				
	(3) 修繕等維持管理	日常清掃に加え、定期的な大掃除並びに専門業者へ委託して快適な施設づくりに努めた。				
事業実施	(1) 企画運営事業	徳島市体育施設管理運営事業計画書に基づき各種業務を実施した。				
	(2) 自主事業	実施なし。				
経理状況	(1) 施設収支状況	新公益会計基準並びに定められた会計規定により適正かつ効率的な会計、経理を執行した。				
	(2) 指定管理者経営状況	施設利用料収入、受講料収入共にコロナ禍以前の水準まで回復。更なる既存事業の拡充や転換に努めたい。				
	(3) 経費の縮減	人員配置の効率化、施設修繕の内製化、省エネルギー推進、廃棄物の削減と再資源化、などに取り組み、経費縮減に努めた。				
評価基準	S:優れている（協定書、仕様書、事業計画書より優れた管理が行われた。） A:適正に管理されている（協定書、仕様書、事業計画書に沿った管理が行われた。） B:一部に改善を要する（協定書、仕様書、事業計画書に記載の一部が実施されなかった。） C:多くに改善を要する（協定書、仕様書、事業計画書に記載の多くの内容が実施されなかった。）					
担当課総合評価コメント						総合評価
昨年7月に自主事業における不祥事がありましたが、その後、貴公社は、コンプライアンス研修会を定期的に開催するなど再発防止にむけた具体的な取り組みを実施していることを月次報告書等で確認いたしました。引き続きコンプライアンス意識の醸成のための取り組みの継続をお願いします。 令和6年度も施設の修繕計画等についても本市と連携しながら、安全・安心・快適な施設運営をお願いします。						A
総合評価基準	S:優れている（各評価基準ごとの担当課評価にSがあり、その他はAである。） A:適正に管理されている（各評価基準ごとの担当課評価が全てAである。） B:一部に改善を要する（各評価基準ごとの担当課評価にBがあり、Cはない。） C:多くに改善を要する（各評価基準ごとの担当課評価にCがある。）					

※ 体育施設13施設の収支状況です